

我孫子市教育委員会事務局職員による公金横領等の 不祥事について

1 処分の内容等

(1) 被処分者

生涯学習部付け（元文化・スポーツ課）主査長 田中喜之（46歳）

(2) 処分年月日

平成31年4月22日（月）

(3) 処分の内容

懲戒免職

(4) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反行為を行った場合）
及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）
に該当するもの

2 処分事案の概要

被処分者は、平成22年度から平成29年度までの間、市民文化祭実行委員会の通帳から市民文化祭舞台演出に係る委託費として引き出した現金のうち計4,348,080円を請負業者に支払わず横領した。横領した金銭は、自身の生活費や遊興費の一部に充てていた。被処分者は、横領した金銭の穴埋めを意図して、請負業者に偽った請求書の件名を指定し作成させ、その請求に基づき作成した支出決議票により、計4,348,080円を本来支出すべきでない市の予算から支出した。

なお、横領した4,348,080円については、平成31年4月17日付けで全額返済している。

また、被処分者は、市民文化祭実行委員会の通帳から平成30年度の市民文化祭舞台演出に係る委託費として引き出した現金のうち、請負業者に直ちに支払うべき524,880円を紛失した。その後、紛失の発覚を防ぐため、直属の上司である課長補佐の印鑑を許可なく使用し作成した支出決議票により、平成31年1月31日に2件、2月7日に1件の計3件に分けて計524,880円を本来支出すべきでない市の予算から支出した。

なお、紛失した524,880円は、全額返済している。

3 経緯

【平成21年4月】

・我孫子市教育委員会文化・スポーツ課に配属。市民文化祭の担当となる。

【平成31年2月18日（月）】

・業者Aより平成30年度市民文化祭に係る未払い分があるとの問い合わせがあり、市民文化祭にかかる会計帳簿、伝票などの調査を開始。

【同年3月 7日（木）】

・市民文化祭委託業者に対して市民文化祭委託費と市予算からの二重支出と見られる伝票3件が発見される。

【同年3月15日（金）】

・市民文化祭委託費について、文化祭委託業者へ委託費の支払い方法、未払い、文化祭委託費のうち524,880円の支払い方法について聞き取りを行う。

・被処分者への聞き取りを行う。文化祭委託業者に支払うべき金銭524,880円を紛失したため、市予算から支払ったとの主張。

【同年3月18日（月）】

・被処分者より、平成30年度に紛失した524,880円が返還される。

【同年3月26日（火）】

・被処分者より文化祭委託費について、不正を行っていることを認める旨の申し出がある。

【4月3日（火）】

・顛末書の私的流用額等に被処分者への聞き取りを行う。

【4月 5日（金）】

・過去の私的流用について被処分者への聞き取りを行う。

【4月11日（金）】

・過去の私的流用について被処分者への再度確認を行う。

【4月15日（月）】

・被処分者へ聞き取りを行う。

【4月17日（水）】

・被処分者より、平成22年度から平成29年度までに横領した4,348,080円が返済される。

【4月22日（月）】

・臨時教育委員会を開催し懲戒免職処分を決定

4 年度毎の横領額

- ・ 平成 22 年度 : 425,250 円
- ・ 平成 23 年度 : 453,600 円
- ・ 平成 24 年度 : 425,250 円
- ・ 平成 25 年度 : 623,700 円
- ・ 平成 26 年度 : 583,200 円
- ・ 平成 27 年度 : 612,360 円
- ・ 平成 28 年度 : 670,680 円
- ・ 平成 29 年度 : 554,040 円

合計 4,348,080 円

5 対応策

- (1) 職員の服務、公金の適正管理について周知徹底する。
- (2) 複数人による現金の取り扱いの徹底及び入出金の記録管理
- (3) 文化祭実行委員会の規約の見直し（監査）

【参考】（抜粋）

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。



平成 31 年 4 月 22 日

報道提供資料

我孫子市教育委員会事務局職員の不祥事に対する市長コメント

このたび、教育委員会において職員の不祥事が発生しました。

これまでも再三にわたり、職員にとって最も大切なことは、法令を遵守すること、市民の皆様との信頼関係を構築することと伝えてきました。

しかし今回、職員が皆様からの信頼を失墜する重大な事態を引き起こしたことは、極めて遺憾であります。市民の皆様に深くお詫び申し上げます

今後は、このような不祥事を二度と起こさないよう、全職員で再発防止に取り組み、皆様からの信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

我孫子市長 星野 順一郎

【問い合わせ】

我孫子市総務部総務課 山田 山崎

☎ 04-7185-1111 内線 207・216

我孫子市教育委員会事務局職員の不祥事に対する
我孫子市教育委員会教育長のコメント

このたび本市教育委員会事務局職員が市民文化祭に係る委託費の一部を横領し、また公文書を偽造するという、決してあってはならない不正が発覚しました。

このような不祥事を起こしたことにつきましては、市民の皆様や関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けし、教育行政に対する信頼を大きく裏切ってしまったこと深くお詫び申し上げます。

不祥事を起こした職員は、平成22年度から平成29年度までの長期間に渡り、市民文化祭実行委員会の通帳から計4,348,080円を横領するとともに、横領を隠蔽するために虚偽の請求書を業者に作成させ、市の予算から穴埋めをしていました。また、平成30年度には同文化祭舞台演出費524,880円を紛失していました。

横領した金額、紛失した金額は全額返済していますが、職員につきましては4月22日付で懲戒免職処分としました。また関係職員の処分についても市総務課とともに適切に行っていきます。

また今回の不祥事については、組織のトップとして重く受け止め、市民の皆様に対する謝意と不祥事の根絶に向けた決意として、4月分給料の10%相当額を自主返納いたしました。

平成31年4月22日

我孫子市教育委員会 教育長 倉部 俊治